


2015年7月10日
 廃棄物処理業の経営者 セミナー
 新潟建設工所主催・船井雄司 敬愛大学教授

「中間処理施設」

北村行政書士
 産業コンサルティング総合事務所
 〒950-0001 新潟市東区 北村 亨



1. 廃棄物処理施設とは

①法定の処理施設（15条）は施設設置許可が必要

- ・脱水施設【汚泥】 乾燥施設【汚泥】 ・油水分離施設【廃油】
- ・焼却施設【汚泥、廃プラ、木くず、紙くず、繊維くず】
- ・中和施設【廃酸、廃アルカリ】 ・破碎施設【廃プラ、木くず、がれき類】

②法定処理施設【15条】に該当しない処理施設

⇒ 産廃処分業許可【14条】は必要

- ・産廃の品目又は個別処理方法が該当せず。 ・法定の処理能力以下。

③法定【15条】処理施設では、設置許可と処分業許可が必要となる。」



2. 処理施設の許可基準

- ① 所定の処理施設設置許可の申請書提出
- ② 当該処理施設が法定の技術上の基準をクリアー
- ③ 許可申請会社役員が欠格要件に該当しないこと
- ④ 申請者の能力(廃棄物処理業)が事業上の確かつ適合(資格講習会を修了)
- ⑤ 経理的基礎がある事(過去三年間債務超過でないこと)
- ⑥ その他許可権者が指定する書類を提出すること



3. 廃棄物処理施設の目的

■ 施設建設の目的を明確にする。

- ・利益確保の視点だけでは根拠が乏しく、将来性がなし。
- ・社会経済状況の将来変動をリサーチし、動向を緻密に検討する。

■ 大きな目標となる判断項目

- ・現状では処理困難な物で、現状の技術では処理方法が限定されている
- ・環境を汚染する原因になっており、社会的に強い要請があるもの。
- ・資源化リサイクルの可能性が大きく、社会的にも評価されるもの
- ・新製品のため対応できる処理方法が少ないもの



4. 廃棄物発生の実状

- ① 3.11以降の傾向として、発生量が相対的に減少の傾向にある。5億トン⇒4億トン
- ② 製造業、建設業でも廃棄物への関心が大きくなった。環境報告書、ISO等の取り組み
- ③ 社会活動、経済活動全体の中で廃棄物に対する見方が変化。不要物⇒資源物
- ④ 発生量の多い建設業関連では、現場分別による資源化、減量化の促進傾向有り
- ⑤ あらゆる業界で、廃棄物の発生しない仕組み、様式などが研究、追求されてきた
- ⑥ 廃棄物の受入施設では、量的な減少と、質的な悪化(リサイクル困難)の傾向有り



5. 今後の可能性の有る事業分野

- ① エネルギー関連に貢献する分野。(原子力発電もフルには稼働できない)
 - ・廃プラ等可燃物の固形燃料化の分野
- ② 有機物・食品残渣廃棄物の資源活用分野(飼料化、堆肥化、ガス化など)
- ③ 希少メタル関連非鉄金属回収の分野(小型家電リサイクル法が後押し)
- ④ 有害廃棄物の無害化、固形化、熔融処理分野
- ⑤ 製造業の原料、資材、燃料供給分野など



6. 建設業関連の処理の傾向

- ① 建設リサイクル法前は資源化ルートに乗せられる物が相対的に多かった。
- ② 処理前選別行為により質の高い資源物を出荷できた⇒処理費の削減、一部売却
- ③ 現在は処理困難物、処理不適物、処理不能物が増加してきた⇒処理費の負担増加
- ④ 処理残渣物の発生量が増加する傾向がある。埋立に依存せざるを得ない傾向。
- ⑤ セメント工場などの受入量の拡大により埋立処分から転換している実態もある。
- ⑥ 機械選別能力が不十分の場合、管理型埋立処分を余儀なくされ、処分費が上昇。



7. 中間処理施設あり方と役割

- ① 廃棄物はマイナス価値の存在である。商品などの有価物とは相容れない別途の物
- ② 廃棄物を環境に調和させ相容れる存在とするためには法令準拠の適正処理
- ③ あらゆる中間処理・資源化処理の最後には埋立処分が必然的に必要となる
- ④ 最終の受入処分先が確保出来ないと資源化、リサイクルは絵に書いた餅になる。
- ⑤ 住民理解と環境配慮の取り組みにより、事業の継続性が担保されることになる。
- ⑥ 単なる減量化、減容化、安定化ではなく動脈産業に関わる分野が将来性有り。



8. 中間処理業許可の種類

- (1) 15条許可——処理施設設置許可が必要な処分業許可
 - ◎施設が限定、品目が限定、処理能力も一定以上の基準が設定
- (2) 14条許可——施設設置許可を必要としない処分業許可
- (3) みなし許可——産廃処理施設〈15条〉における特例許可
 - ◎同一同性状の一般廃棄物进行处理できる産廃処理施設の届出許可
- (4) 広域再生認定施設—事業者の自己処理・再生施設（国が認定）
- (5) 特別管理産業廃棄物の処理には別途の許可が必要となる



9. 中間処理施設の問題点と課題

- ①前選別の廃棄物の位置づけ——処理物に含まれるか、否か 行政の対応が異なる
- ②事業計画に前処理を正規に位置づけ——選別を中間処理作業の前処理とする
- ③有価選別物の扱い——廃棄物とは区分した場所に保管。有価物置き場指定必要
- ④処理困難物の扱い——混入は廃棄物の宿命。困難物は区分して保管。その旨表示
- ⑤火災、人身事故多発——安全対策、安全管理は重点。業務上過失傷害致死事故防止
- ⑥欠格要件の該当リスク——可能な限り排除するよう法令遵守、社内の体制整備

